一　施行者の名称　千葉県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千四百十一号船橋都市計画道路事業三・四・十五号本郷町古作町線、三・三・八号古作町前原東二丁目線及び市川都市計画道路事業三・五・二十六号鬼高若宮線
三　事業施行期間　自昭和六十三年十二月十七日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十七日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　千葉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千五百八十六号松戸都市計画道路事業三・四・十六号葛飾橋矢切線
三　事業施行期間　自平成三年九月五日至平成二十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十七日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　千葉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第三十二号市原都市計画道路事業三・四・十八号八幡新田線
三　事業施行期間　自平成十九年二月五日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十七日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千三十八号高崎都市計画道路事業三・三・八号高崎駅東口線
三　事業施行期間　自平成十二年十月二十三日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十二年建設省告示第二千三十八号及び平成十九年関東地方整備局告示第九十二号の事業地のうち群馬県高崎市上中居町字西屋敷地内において事業地を変更し、上仲居町字早道場及び字辻薬師地内を加える。
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宍粟市山崎町須賀澤字森垣内一三五一番一から同市山崎町須賀澤字下河原一四〇九番二まで	前	一二・二〇～二四・六〇メートル	一九四・〇キロメートル
	後	一三・〇〇～三一・二〇メートル	一九四・一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十九号　宍粟市山崎町須賀澤字森垣内一三五一番一から同市山崎町須賀澤字下河原一四〇九番二まで　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十七日

○近畿地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百七十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西脇市黒田庄町津万井字畑瀬三二九番二から同市黒田庄町大門字畑瀬三八二番二まで	前	九・八〇～一五・四〇メートル	〇・〇八一キロメートル
	後	一五・四〇～二六・〇〇メートル	〇・〇八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百七十五号　西脇市黒田庄町津万井字畑瀬三二九番二から同市黒田庄町大門字畑瀬三八二番二まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十七日